

道路内老朽給水管改良工事について

～対象範囲等の拡大～

道路内老朽給水管改良工事は、令和2年度の受付分から、試行的に対象範囲の拡大を行っています。

1 改良範囲の拡大

従 前：配水管の分岐から宅地内1 m程度まで(第一止水栓又は水道メーターが1 m以内にある場合は、第一止水栓又は水道メーターまで)

変更後：配水管の分岐から水道メーターまで(水道メーターまでの距離が道路の境界から長く、かつ、お客さまの同意が得られた場合は、境界から2 m以内に移設。移設の際、旧メーター位置までは水道局により改良)

2 復旧条件の拡大

従 前：土、砂利、簡易アスファルト、コンクリート(厚さ5 cm程度)

変更後：土、砂利、簡易アスファルト、コンクリート(現況程度)

※現地の状況により、施工が不可能と判断する場合があります。

3 適用条件の拡大

従 前：道路内に老朽給水管がある場合は、宅地内1 m程度まで対象

変更後：老朽給水管がある場合は、水道メーターまで対象(老朽給水管が宅地内のみであっても、水道メーターまでは対象)

4 適用管種の拡大

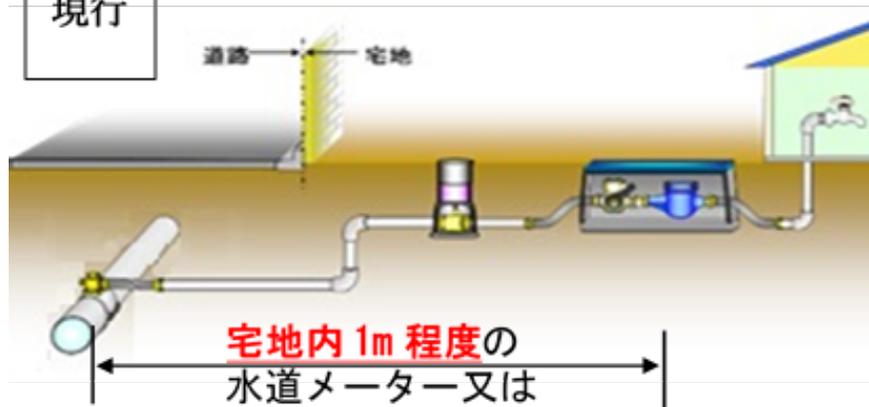
従 前	変 更 後
(1) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VB) (2) 水道用ポリエチレン二層管(PP) (3) 水道用波状ステンレス鋼管(SSP-SUS316) (4) 水道用ステンレス鋼鋼管(SSP-SUS316) (5) 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) (6) ダクティル鑄鉄管 <u>以外の管種を老朽給水管とする。</u>	(1) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VB)のうち、昭和50年度以降布設のもの ※令和2年7月1日から ※令和2年6月30日までは、昭和61年度以降布設のもの (2) 水道用ポリエチレン二層管(PP) (3) 水道用波状ステンレス鋼管(CSSP-SUS316) (4) 水道用ステンレス鋼鋼管(SSP-SUS316) (5) 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP) (6) ダクティル鑄鉄管 <u>以外の管種を老朽給水管とする。</u>

【注意事項】

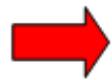
上記の場合のほか、宅地内を掘削する際に、タイル等で敷設されている場合や、工事に支障をきたす障害物等がある場合は、水道局では原型のとおり復旧できないため、条件付きの施工の場合やこの工事が出来ない場合がありますので、ご了承ください。

裏面あり

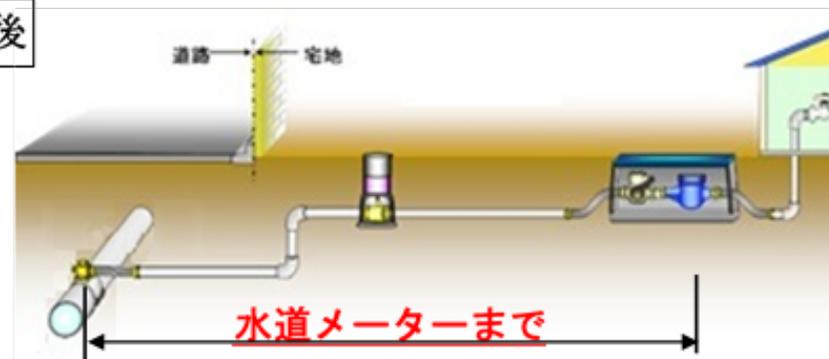
現行



宅地内1m程度の
水道メーター又は
第一止水栓まで

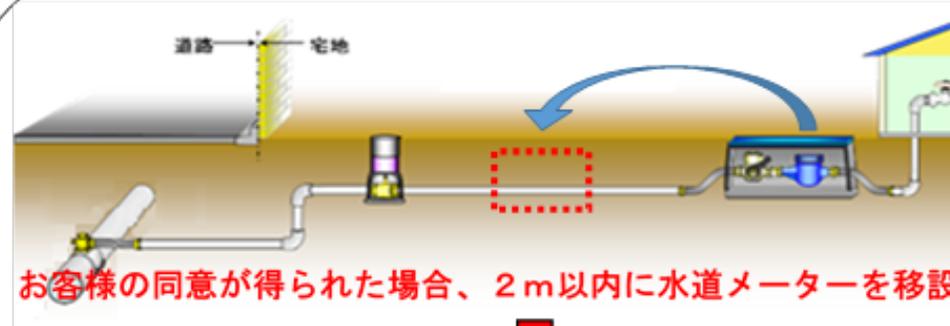


変更後

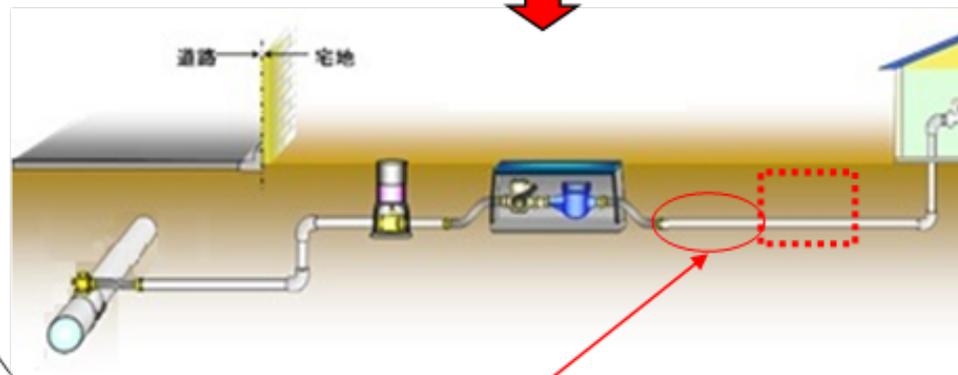


水道メーターまで

水道メーターが道路と宅地の境界から2mを超えている場合



お客様の同意が得られた場合、2m以内に水道メーターを移設



旧メーターまでの老朽管も布設替え